

# 第 22 回

## 岩手中部水道企業団議会議定例会 議 録

令和 4 年 2 月 21 日 開会

令和 4 年 2 月 21 日 閉会

岩手中部水道企業団

## 第22回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和4年2月21日 (月曜日) 午後3時06分

2 閉会 令和4年2月21日 (月曜日) 午後4時41分

### 3 議事日程

日時 令和4年2月21日 (月曜日) 午後3時06分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 仮議席の指定

第2 議席の指定

第3 会議録署名議員の指名

第4 会期の決定

第5 業務報告並びに施政方針

第6 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告

第7 一般質問

第8 議案第1号 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第2号)

第9 議案第2号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

第10 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手  
県市町村総合事務組合規約の一部変更の協議について

第11 議案第4号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員(12名)

1番	横田	忍君	2番	若柳	良明君
3番	菊池	勝君	4番	平野	明紀君
5番	櫻井	肇君	6番	羽山	るみ子君
7番	藤原	伸君	8番	太田	洋市君
9番	浅沼	有朋君	10番	及川	ひとみ君
11番	武田	勝君	12番	小原	享子君

### 6 欠席議員(なし)

### 7 会議録署名議員

10番 及川ひとみ君 11番 武田勝君

## 8 説明のため出席した者

企業長	高橋敏彦君
副企業長	上田東一君
〃	熊谷泉君
〃	及川義明君
監査委員	高橋守君
〃	萬久也君
局長	佐藤三千代君
技監	小田島敏之君
総務課長	木村仁君
経営企画課長	久保田幸喜君
給配水課長	小原良朋君
工務課長	林崎伸師君
浄水課長	八重樫和博君
総務課主幹 兼危機管理室長	佐藤清基君
経営企画課課長補佐 兼料金係長	伊藤剛志君

## 9 構成市町出席者

北上市生活環境部長	高橋景子君
花巻市市民生活部長	伊藤理恵君
紫波町建設部長	阿部薫之君

## 10 職務のため議場に参加した職員

書記 (総務課課長補佐)	平賀聡樹君
-----------------	-------

午後 3時06分 開会

○議長（小原享子君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第22回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 3時06分 開議

○議長（小原享子君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

#### 日程第1 仮議席の指定

○議長（小原享子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

花巻市議会から新たに選出されました議員の仮議席は、ただいま着席しております議席を指定いたします。

---

#### 日程第2 議席の指定

○議長（小原享子君） 日程第2、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条の規定により、議長において指定いたします。

議席番号及び氏名を局長に朗読させます。局長。

○局長（佐藤三千代君） 6番羽山るみ子議員。

以上でございます。

---

#### 日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（小原享子君） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

10番及川ひとみ議員、11番武田勝議員を指名いたします。

---

#### 日程第4 会期の決定

○議長（小原享子君） 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

## 日程第5 業務報告並びに施政方針

○議長（小原享子君） 日程第5、業務報告並びに施政方針について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第22回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たりまして、令和3年度の業務報告並びに令和4年度の施政方針を申し上げます。

初めに、業務報告を申し上げます。

今年度も残すところ1か月余りとなりましたが、当企業団で実施している水道施設及び管路の整備に係る事業につきましては、構成市町及び議員各位の御理解と御協力により、順調に進捗しているところであります。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてでございますが、既に御報告のとおり、去る1月26日に企業団職員1名の感染が確認されました。罹患した職員については、保健所の指示により自宅療養の後、2月3日より出勤しております。

また、保健所より健康状態の記録を指示された職員4名は、感染拡大防止を目的として自宅待機とPCR検査を指示しましたが、検査結果が陰性であったことから、1月31日より通常勤務に戻っております。

なお、今回の事案については、当該職場の消毒を実施し業務を継続しておりますが、変異株への対応など状況の変化が激しいことから、国から示される通知並びに新たな知見などに注視し、企業団の新型コロナウイルス対策BCPの見直しを進めてまいります。

また、水道利用者への対応といたしましては、厚生労働省からの「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた水道料金に係る対応について」の要請を受け、同感染症の影響により国の生活福祉資金貸付制度等の対象となる方や、収入が減少し水道料金等のお支払いが困難な個人、企業から申請をいただいた場合、支払い期限を延長することを継続して実施しており、2月18日現在の申請者数は115件となっております。

次に、昨年10月に発生した、和歌山市・紀の川に架かる水管橋が崩落した事故を受け、圏域内の水管橋について緊急点検を実施いたしました。点検の結果、重大な水道事故につながるような不具合は認められませんでした。水管橋を良好な状態に保つよう調査等を実施し適切な措置を講じてまいります。

次に、危機管理センター整備事業の進捗状況についてであります。センター庁舎棟につきましては2階のコンクリート打設を行っており、また車庫倉庫棟につきましては屋根及び外壁の設置まで完了しているところであり、本年10月末を工期として、順調に工事を進めております。

また、危機管理センター建設に併せて整備を進めております集中監視システムの構築につきましては、当初の計画のとおり令和5年5月末を工期として順調に工事を進めております。

次に、水道料金等のスマートフォン決済の導入についてであります。本年1月から水道料金等の新たなお支払い方法として、スマートフォン決済を導入しました。

このことにより、お客様は金融機関等に出向くことなく、いつでも水道料金等のお支払いが可能となったことから、利便性の向上とコロナ禍における接触機会の低減が図られるものと考えております。

次に、令和4年度の施政方針を申し上げます。

水道ビジョンを改訂し2年目となる令和4年度は水道ビジョンに掲げる目指すべき水道の理想像の実現に向け、「安全」・「強靱」・「持続」の3つの観点から、実施施策に取り組んでまいります。

主な事務事業について申し上げますと、水道施設の維持管理のため、浄水場等の運転管理業務委託や保守修繕工事等を実施するほか、和歌山市での水管橋崩落事故を受け、導送水管の水管橋劣化調査業務委託を行います。また、有収率の向上のため、漏水調査及び漏水箇所早期修繕等のほか、老朽管更新に伴う給水管の切替え工事を実施してまいります。

次に、主な建設改良事業であります。水道水の安定供給のため、高円万寺浄水場水質発信器更新工事等の経年施設・設備の更新を進めるほか、配水管の更新につきましては、水道管路緊急改善事業と配水支管整備を合わせまして、3市町で31か所、延長約32キロメートルの施工を計画しており、経年管の更新を進めてまいります。

また、令和3年度から整備を進めている危機管理センターについては、本年10月末を工期に建物が完成する見込みであり、完成後は順次、品質管理部門や水質検査センターの移転を進めることとしております。

以上、令和3年度の業務報告並びに令和4年度の施政方針を申し上げますが、引き続き議員各位並びに構成市町、地域住民の皆様の御理解と御協力をいただきながら、安全・安心な水道水の安定供給に努めてまいります。

以上であります。

○議長（小原享子君） ただいまの報告及び方針に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第6 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告

○議長（小原享子君） 日程第6、現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課課長補佐）（平賀聡樹君） 現金出納検査、定期監査及び行政監査の報告をいたします。

初めに、現金出納検査について報告いたします。岩手中部水道企業団水道事業会計令和3年9月分から12月分、現金出納検査の結果について。

検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。

次に、定期監査について報告いたします。令和3年度定期監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況はおおむね良好と認められた。なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

次に、行政監査について報告いたします。令和3年度行政監査結果報告書。

監査の結果。事務事業の執行状況は良好と認められた。なお、事務処理において改善を要する事項については、口頭により指摘し、改善を求めた。これらの指摘事項については、適切な措置を講じるとともに、周知を徹底し、今後の事務処理に万全を期されたい。

以上であります。

○議長（小原享子君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第7 一般質問

○議長（小原享子君） 日程第7、一般質問を行います。

通告に従い、順次質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 通告に従い、危機管理センター設置に伴う職員体制及び今後の危機管理体制について、1項目について質問いたします。

2市1町の事業統合後、危機管理体制の充実のため、施設の整備について検討が進められてきた危機管理センターは、昨年7月に着工され、今年中の建屋の完成、そして令和5年度の運用開始が予定されており、危機管理に対応するためのハード面の整備、そして全国的に大規模な災害の発生が続く中で、災害対応をはじめ、危機管理の拠点が整備されることによって、安心、安全の水道供給体制の拡充が期待されています。

水道事業の危機管理を考える上では、ハード面と併せて職員体制や関係する団体との連携などソフト面も重要であり、危機管理に対応する職員体制の脆弱さについては、この間、議会でも取り上げてきたところです。平成30年10月定例会の私の一般質問に対しては、職員体制について、「行政診断の結果、類似団体と比較して10人程度少ないという結果であった。そのとおり増員するのか、業務効率化によって業務量の軽減を図るのか、業務委託等によって業務量の軽減を図るのか検討する」と答弁しています。

そこで、1点目は危機管理センター設置に伴う業務の見直しと職員体制について伺います。危機管理センターの設置に当たっては、危機対応に不安のない持続可能な体制を構築することが最も重要だと考えます。そのためには、職員がそれぞれ役割を果たせるよう、業務量に見合う職員体制の構築、業務分担の適正化が必要だと考えますが、令和5年度の危機管理センター開所に伴って、事業の統合や廃止、見直しなどの見直しはどのようにでしょうか。

危機管理センター開所に伴う組織体制、職員定数、職員体制はようになるのか。この構築に向けた取組、人材確保、育成などの課題にどう対応するのかお伺いいたします。

水道は、市民生活に欠かせない重要なライフラインであり、危機管理センターは安心、安全な水道の安定供給と、災害をはじめとした危機に迅速、的確に対応できる体制づくりが重要だと考えます。あえて伺いますが、危機管理センターの設置目的と開所によって期待される効果は何でしょうか。その目的、効果を達成するために、水道事業者に期待される役割は何か。また、今後必要な取組は何かお伺いします。

2点目は、災害発生を想定した危機管理について伺います。全国的に地震、大雨などによる大災害、水道管の老朽化による大規模な断水事故などが相次いでいる中で、想定する災害への対応や職員の勤務条件、関係機関との連携などを明文化した危機管理マニュアルの見直し、さらに昨年度は地震対策編、今年度は風水害対策編と事業継続計画（BCP）が策定されており、災害発生時の想定被害に対応する応急対策が示されていますが、現状の職員体制、災害協定に



基づく応援によって対応は可能なのでしょうか。受援計画等の策定の必要はないのでしょうか。

水道企業団の職員体制は、私も何度か質問で取り上げてきましたが、恒常的な長時間労働が続いていることに加え、この間の新型コロナ対応では、あらゆる行政機関で行き過ぎた行革、人減らしによって、こうした事態への対応が困難になっていることが浮き彫りになっています。危機管理センターが設置されるこの機会に、災害発生時に十分な対応が可能な組織体制、職員体制の構築に取り組むべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（小原享子君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに、危機管理センター設置に伴う業務の見直しと職員体制について申し上げます。まず、危機管理センターの開所に伴って事業の統合や廃止、見直しなどの見通しはどうかについてありますが、事業の統合や廃止などは現時点では想定していないところであります。

また、危機管理センター開所に伴う組織体制、職員体制などは現在検討中ではありますが、これまで議会定例会及び全員協議会で御説明してまいりましたとおり、危機管理センターには品質管理本部を設置し、現在の事務所は営業本部という2つの拠点となりますが、現在の職員定数を基本に、効率的で機能的な体制を構築してまいります。

また、体制を構築するための人材確保、人材育成につきましては、企業団のPR活動を行うなど知名度のアップを図り、多様な人材の確保に努め、適性に応じた人材育成と人事配置を進めてまいります。

また、危機管理センターの設置目的と開所によって期待される効果ではありますが、水道事業マネジメントシステムにおいて、危機管理体制の考え方として、24時間使用体制に対応できること、給水拠点であることなど8つの基本方針を掲げております。これら方針に基づく危機管理体制を構築するために設置する施設であり、自家発電設備を備えることにより大規模停電にも対応できるほか、応援事業体の待機スペースを設けるなど、災害時においても迅速かつ的確に対応できる拠点施設となります。

また、危機管理センターの設置目的、効果を達成するために期待される役割や今後の取組ではありますが、危機管理マニュアルにございますとおり、通常給水の早期の回復と応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できるよう組織体制を整備し、緊急時対応の強化を進めてまいります。

次に、災害発生を想定した危機管理について申し上げます。まず、現状の職員体制、災害協定に基づく応援によって、災害発生時の対応は可能かということについてでございますが、災

害時の職員配備体制と構成市町等への連絡体制などについては危機管理マニュアルに定めており、被害の状況に応じ、構成市町、水道事業者組合、日本水道協会などに対し応援要請を行うこととしておりますので、災害時においても対応は可能と考えております。

また、受援計画の策定につきましては、危機管理センターの設計に当たって震度6強レベルの地震による被害を想定し、受入れ態勢を考慮した面積、施設配置としておりますが、他事業体の受援計画を参考にしながら、円滑な受入れ態勢を構築できるよう計画の策定を進めてまいります。

また、危機管理センターが設置されるこの機会に、災害発生時に十分な対応が可能な組織体制や職員体制の構築に取り組むべきではないかということにつきましては、これまで御説明してまいりましたとおり、必要に応じて関係機関の支援を得られることから、現在の体制で災害時に対応できるものと考えておりますが、引き続き危機管理マニュアルや事業継続計画の見直しを進め、適切な体制を構築してまいります。

以上であります。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 再質問いたしますけれども、まず危機管理センターに入る部門、品質管理部門、あとはこちらが営業本部という考え方だというふうなことでありました。具体的な課等についてはこれから検討されるのだろうというふうに思いますけれども、1つ、今までの流れといいますか、今の答弁の中にはそこまでのお話はなかったのですけれども、恐らく危機管理センターのほうに入る部署については、今の課でいうと多分工務、浄水、あとは給配水課のうち配水部門なのかなというふうなことでちょっと私の認識の中にはあるのですけれども、1点、関係する事業者というのかな、水道の事業者、工事組合等々の方々からお伺いをする、あるいは住民の方々もそうだと思うのですけれども、現状、水道の給水の受付と言ったらいいですか、管路台帳とかについては、この本庁舎に来ないと見られないというようなことになっていると思うのですけれども、例えばそういった意味で、今回のこのセンター設置に合わせてサービスの拡充というふうな意味で、水道工事事業者とかそうしたところからそのような、例えばセンターなり、お客様センターなどでもそういう図面が見られるようにとか、相談ができるようにとか、そうしたことでの相談などということはないものなのでしょうか。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） ただいま質問のありました、部門が分かれて、あちらでも窓口というか、図面が見られるようにということでのお話かと思いますが、その件につきましては

組合と協議しておりまして、方向性は、できればそちらでも見られるようにというので、対処を検討しております。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 分かりました。

それでは、人の体制について、2点目お伺いをいたしますけれども、今特に業務を見直す、あるいは統廃合等は予定をしていないというふうなこと。ただ、来年度以降、新しい危険管理センター設置以降についても、今の定数、職員体制で対応が可能だということでの答弁だったのですけれども、先ほど最初の質問でも申し上げました、前に調査を、行政診断を民間に委託をして行われたということ、もう4年も前の話になると思いますけれども、その際、類似団体と比較して10人程度少ないというふうな結果だったということで、人を増やすのか、業務の効率化によって業務量の軽減を図るのか、委託等を行っていくのかというふうなこと、そうしたことの検討を行っていくのだということで、この間、危機管理センターの話も進んできたというふうに思いますけれども、現状、その辺について、人が足りているのかどうなのかということについて、企業団としてはどのような考え方になっているのかお尋ねいたします。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

行政診断の結果につきましては、そのとおり、人を増やすであるとか、効率化を進める、あるいは委託をするということで整理をされております。委託につきましては、その都度といたしますか、常に考えているものでございまして、例えば東和町の施設の管理を委託するであるとか、これとって大きく制限するようなこともないのですが、委託は進めておりますし、効率化につきましても、例えば手順書を作って業務を標準化するであるとか、そういったことを進めておりますので、これについても定数、人を増やすということにはつながらないわけですが、進めております。

定数につきましては、先ほど企業長も答弁いたしました、あくまで基本として考えていくということでもあります。ただ、大きな投資になりますので、経営判断というものも出てきます。まず、そういったことも検討しながら、これから定数、業務の問題、考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 足りているのかどうなのかというふうなところについては、ちょっと

今直接的な答弁はなかったかなと。今その人数の中でやっていく方針ですということの答弁だったなというふうに思います。

先ほど人の確保について、企業団のPRなどもしながらこれから努めていくというふうなことで答弁の中でありましたけれども、基本、今企業団の状況をお伺いいたしますと、専門職、技術職ですね、そうしたものが計画的に確保できているのかというふうなことも1つにはありますし、やはりそうした中で、全体的な職員体制の中で、本当にこの先持続可能な水道事業運営というふうなことが可能なのかなということをちょっと不安に感じるところがあるわけなのですけれども、そういった意味で本当に大丈夫だというふうに考えているのか、再度ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（小原享子君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 職員採用の件についてお答えいたします。

ここ数年、土木職であったり、機械とか、そういった技術職の募集はしてきたところでございます。ただ、実際に応募してきた方が少ない、あるいは採用に至らないということがございまして、去年ぐらいから一般職という形で募集をかけております。一般職の中でというのは、具体的に説明も募集要項には記載しているのですが、総務から、会計から、水質検査工事、設計、その他全て対象になりますと、その中でやってもらいますが、どうですかというような募集をしております。実際には、採用になってから適性に応じて、技術職であったり、事務職であったり、あるいは両方を行ったり来たりということもあるのかと思いますが、そういったことについては採用後の研修の中で整理をしていきたいと考えておりますので、議員御心配とは思いますが、今後とも企業団としては事業を継続できるものと考えております。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ちょっと話を替えますけれども、BCPの中において必要な人員、例えば応急対応のために、応急給水のために1日当たり240人、あとは復旧工事のために、調査のために10班20人、あとは修理のために17班68人が必要だということで、これは地震災害のほうのBCPの中にあるわけなのですけれども、そうしますとこれ合わせますとかなりの人数というふうなことで、先ほど企業長の答弁の中にも、ほかからの、日水協とか、あるいは構成市町からの応援によって何とかなるのだというふうなことがありました。これ本当にこの数というのが確保できるというか、確保できる見通しがある数字でこういう計画になっているのかというふうなこと。

あともう一点、受援計画についてはこれから検討するというふうなことでのお話がありましたけれども、受援計画、ほかの自治体、あるいは水道事業者の受援計画などを見ますと、やはりその被災事業者の職員については、その受援の受入れとか、あるいは現場のそうした具体的な内容、あるいは技術的なことを来た職員にしっかりと情報を伝えながら、応援職員に仕事をしてもらう環境をつくるというふうなことが大きな役割としてあるというふうなことなわけです。もちろん地理的な案内、輸送なども含めてなのですけれども。そうした場合に、これだけの、ほかから応援に来る人というのは、応援に来てくれる人というのは、たくさん日水協などで尽力いただければできるかもしれないですけれども、果たしてそれに、そういう人たちを仕切って災害対応に当たっていく職員の体制というのは、できる見通しだというふうに言えるのか、そうしたことを想定されているのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） お答えいたします。

まず、BCPの中で応急対応ができるかというところですが、大規模災害では発災から3日目まで初動の対応が厳しいと想定されます。この期間については、先ほど企業長も申し上げましたとおり、企業団職員と水道事業者組合、応援協定している民間事業者の協力をいただいて、断水エリアの住民の皆様へ1日3リッターを給水するという事で危機管理マニュアルにも記載しておりますし、緊急医療機関への給水もしてまいります。

給水方法も、給水車、可搬式の給水タンク、それによる運搬はもちろんなのですが、それ以外にも給水エリアの切替えによる断水エリアの縮小や、給水タンク車のある民間事業者の協力をいただいて進めていくと。医療機関の給水拠点への運搬、給水の時間帯の変更や、緊急連絡管の整備後になりますけれども、災害時の応援給水の協定を締結している矢巾町への応援依頼など、臨機応変に対応してまいりたいと考えております。

4日目以降につきましては、日本水道協会の応援スキームにより応援いただけることを見込まれます。過去の災害事例からも、十分対応可能ということで考えているところでございます。

あと、危機管理センターには、応援事業者の待機スペース、執務スペースというのでも確保を計画しております。そこで、大規模災害の場合は、企業団職員だけではなく、大規模な応援事業者体に任せるものは任せるという形で対応すれば対応可能と考えていますし、東日本大震災だったり、熊本地震の例を見ても、そのような対応で災害に対応していることを見ておりますので、対応可能と考えております。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 今災害発生3日目あるいはそれ以降の応援をいただく体制についての考え方のお話がありましたけれども、具体的に例えば日水協に対して何人の、もちろん規模によろと思うのですけれども、災害の規模を想定した、日水協に対してどれぐらいの応援を要請をする、構成市町に対してどれぐらいの要請をするとかというものについては、具体的な計画というのはもう検討、策定などされているものなのではないでしょうか。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） 応援要請の人だったりというのは、その災害によってケース・バイ・ケースという部分が大きいですので、災害のケース、災害の形というものを見て、応援人数を要請するものと考えております。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 水道事業については、全国で多くの自治体が運営をするというふうなことで、例えば本当に大規模な災害が発生をすれば、水道事業体に所属をしている職員だけではなくて、そこの職場の経験者とかいうふうなところでも協力をしながら、大規模な災害のときには対応するというふうなことが、どこでも行われていると思うのですけれども、この企業団においては、基本的に自前の枠ということで考えれば、今いる72の職員、そのほかに会計年度任用職員の方々とかはいらっしゃると思いますけれども、その中で対応していくのが基本だというふうなことからすれば、本当に人の幅がないというのかな、余裕がない状況ということが想定されるのではないかなというふうに考えています。その辺、例えば補う手だてとしては、構成市町との連携ということなども考えられるのだろうというふうに思うのですけれども、具体的にそうした協議というのかな、連携の協議とか、そういうことについては具体的に進んでいるのでしょうか。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） 構成市町の具体的な応援ですけれども、危機管理マニュアルに書いているとおり、必要であれば要請すると、そのときに協議というような形になるかと考えております。具体的な協定だったり、そういったものまでは行っておりません。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） ちょっと話戻りますけれども、なかなか今思うような人材が確保できていない現状があるというふうなお話がありました。これは、今どこの役所でも企業でも同じ

だと思っておりますけれども、働きやすさとか、大変さとかというふうなことが1つには評価として大きいのではないかなというふうに考えています。そうした意味で言うと、今災害が発生しても、ほかから来ていただいた応援で何とかできる見通しを持ってやっているのですというふうな答弁ではあるのですが、現実にも今、企業団のこれまで事業統合後の中でも、例えば紫波町での濁水事件、平成29年でしたか、などがあつた際には、本当に皆さん24時間、不眠不休で対応せざるを得ない状況などもあつたわけですが、危機管理マニュアルの中ではしっかりと交代できる体制をつくって、やれる体制をつくっていくというふうになっているわけです。果たしてそういう体制が本当にできるのだろうかというふうなことで、やはりもう一歩進んで、安全、安心なそうしたライフラインということでの水道の仕組みをつくっていく上では、改めて人の体制ということは考える必要があるのではないかなというふうにおもいますが、改めてその点お尋ねをしたいと思います。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） お答えいたします。

危機管理マニュアルの中でも、本部職員の担当に代わる職員という形で記載しておりますので、長期に災害が及ぶ場合は交代というものももちろん考えて対応を進めたいと、そのようなものになっております。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） どうも答えになっていないような答弁だなというふうに思いますけれども、いずれちょっとこの点について、私はこの危機管理センターをスタートさせるというタイミングでは非常に重要なポイントだというふうに思っています。再度行政評価を行うというわけにはいかないと思うのですが、改めてしっかりと、まだ1年、センターの発足までありますので、来年度の中でぜひ検討して必要な体制。

ちょっとこれ、1つポイントというか、話がそれるのですが、72人の枠の中で今72人の体制でやっているということで、非常にぎりぎりなので、例えば今後計画的に職員採用を行うとか、あるいは職種について少し余裕を持った採用をしていくということからいけば、実際72人の職員がいるとしても、それが定数80人のうちで72人いるのと、72人の定数で72人いるのでは全然意味が違うと思うのです。そうしたところで、これは各自治体においても同じことが言えるのではないかなというふうに思いますけれども、少しやりやすさとか、まさに安心のライフラインをつくっていくためには必要な部分ではないかなというふうに思いますので、

今後ぜひ検討いただきたいなというふうに考えているところであります。

あと、別の点についてお話をいたしますけれども、危機管理センター、今建設が進んでいるわけですが、危機管理においては復旧をするというふうな部分と応急給水というふうな部分がやはり大きな、役割としては大きい部分があるというふうに思いますけれども、応急給水の実施のやり方について、今企業団として持っている給水タンク車、あとは紫波町で持っている給水タンク車もあると、あと水道組合とか、あるいは各地域の自治組織などで持っている給水タンクなどもあるというふうなことですけれども、そうした部分について、今後応急給水体制の充実といいますか、強化を行っていくなどの考え方はないかというふうなことをお尋ねをしたいと思います。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） お答えいたします。

まず、給水タンク車でございますけれども、企業団所有の給水車が2台、紫波町からお借りして、トータルで3台になります。可搬式のタンクが13基あります。これらをトラックに積んで給水拠点に設置するというようなところで計画しております。新たに不足するというか、必要に応じて、タンクの容量だったり、給水車というものは、今後検討するものはありますけれども、今後の応急の評価というか、そういうものを進めながら、給水容量を決めていきたいと、そのように検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小原享子君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 今お尋ねをしましたのは、企業団議会として先進地視察に行ったのが平成30年ですか、静岡市にお邪魔をしましたけれども、その際に飲料水兼用耐震性貯水槽というふうなことで設置をされているというふうなところをちょっと見させていただいて、ちょっと高いものだと思うので、どうなのかなというふうに思っただけなんですけれども、そうするとそこは検討されていないというふうなことでありますので、ちょっと私もその点はさらに研究したいというふうに思っておりますけれども、あえてこれを今の段階で進める必要があるのではないかということではないので、そうしたことを検討など行われているかどうかということでお尋ねをしたところであります。

あと最後、もう一点、先ほど構成市町との連携というふうなところで、実際にやはり災害時の想定をした訓練とか、そういったことが必要になってくるのだろうというふうに思います。もちろん企業団内部では、人が動く体制ということは、あるいは駆けつけ訓練とか、そうした



ことは訓練されているというふうにお聞きはしておりますけれども、実際に断水になったときの応急給水の訓練、これは企業団だけではなくて、構成市町などとも一体となったそうした訓練というのかな、そうした体制なども行っていく必要があるのではないかとというふうにご考えておりますけれども、そうしたことについては今後進める考えはないでしょうか。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） お答えいたします。

応急訓練等、非常に大切なものと認識しております。市町、北上市、花巻市の災害訓練には企業団でも参加させていただいて、連絡を取りながら参加できるものは参加しておりますし、あとは市町だけでなく、パートナーシップを結んでいる八戸圏域水道企業団、盛岡市、そういったところだったり、日水協の北東北地区の訓練だったりという広域的な訓練にも参加して、情報交換して、災害対応のレベルアップというものを図っているところでございます。

○議長（小原享子君） 以上で4番平野明紀議員の質問を終結いたします。

次に、5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 御苦労さまでございます。5番櫻井肇であります。今定例会におきまして一般質問を行います。よろしくお願いをいたします。

質問事項は、当企業団における脱炭素化への取組についてでございます。気候変動危機への対応が全世界的に求められている今、国は言うに及ばず、各自治体あるいは我々個人の生活においても、将来世代に向けての安定した暮らしを継続するための取組と対策は、待ったなしの状況となっているのではないのでしょうか。国においては、来年度予算において、公共施設等の適正管理の推進として地球温暖化対策としての地方財政措置がなされるなど、脱炭素化への取組を地方団体に求めてきております。

そこで、3点にわたってお聞きをいたします。まず、脱炭素社会の実現に向けた企業団としての取組や検討について、その状況をお伺いいたします。

さらに、脱炭素化の取組に関わっての来年度の事業について、その内容をお聞きいたします。

3点目でございますが、現在工事が進捗し、来年度完成見込みと思われまます危機管理センターにおいては、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー導入の計画や、環境負荷軽減につながる資材の選択などの取組はあるのでしょうか。大規模災害時において、安定的かつ安全な水道水供給という住民の要求に基づいて設置される危機管理センターであることを思えば、災害の主な要因となっております地球温暖化への対応には、水道企業団こそが率先して取り組むべきであると、こう考えることから、あえて質問をするものであります。どうぞ御答弁よろ

しくお願いをいたします。

○議長（小原享子君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 櫻井肇議員の御質問にお答えいたします。

初めに、当企業団としての脱炭素の取組について申し上げます。水道事業の経営基盤、技術基盤の強化と安定した経営を行うために、北上市、花巻市、紫波町及び岩手中部広域水道企業団の水道事業を統合し、平成26年4月1日から岩手中部水道企業団が岩手中部地域の水道事業を開始したところでありますが、統合による広域的な事業判断により、経年化施設の計画的な更新や、人口減少社会に対応した水道施設のダウンサイジングといった環境負荷を低減する取組、すなわち脱炭素社会の実現に向けて取り組んでいるものと考えております。

なお、企業団としての具体的な施策につきましては、平成28年3月に策定し、令和3年3月に改訂いたしました岩手中部水道企業団水道ビジョンにおいて、環境負荷の低減に向けて、エネルギーの有効利用を実施施策とし、浄水場、ポンプ場等への省エネルギー機器の導入と太陽光発電等の再生可能エネルギーの活用等について取り組んでいるところであります。

また、効果的な広域的水運用を進めるために、広域的な取水、導水、浄水施設の再編を実施施策とし、位置エネルギーを有効に活用できる施設を中心に施設の統廃合を進めているところであります。

これらの実施施策を推進し、電力使用量の削減を図り、地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組んでおります。

次に、脱炭素化の取組に関わる次年度予算、事業について申し上げます。北上川浄水場の照明器具を環境負荷の小さいLED照明への交換を予定しており、CO<sub>2</sub>排出量の削減に取り組むものであります。

次に、危機管理センターにおける脱炭素の取組について申し上げます。まず、再生可能エネルギーの導入につきましては、玄関ポーチのガラス天板を利用した太陽光発電システムを計画しており、発電した電気は停電対策用のバッテリーに一時蓄電し、平時は施設2階の水質検査センター等で利用し、停電時においても施設内の電力需要に対応して有効に利用することで計画しております。

また、環境負荷の軽減につながる製品の採用につきましては、施設内の照明器具を基本的にLED照明とするとともに、お手洗いの照明を人感センサーによる点灯制御にすることで計画しております。

なお、危機管理センターの2階廊下は、自然採光を目的とした天窓の設置を計画しており、

太陽光発電システム、環境負荷の軽減につながる製品の採用と併せて、CO<sub>2</sub>排出量削減に取り組むものであります。

以上であります。

○議長（小原享子君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 危機管理センターについてであります。完成が間近ということで、資材等の選択についての余地は、年度的にも時期的にもなくなっているのかなというふうにも思いますが、あえてこの時期に申し上げるわけですが、これからでも脱炭素化に向けた取組というものに注意をしていただきたい。というのは、技術は日進月歩ですから、三月、半年たつと全然、もっと高度なものが出てくるということはもう日常茶飯でありますから、その辺のところを気をつけて、ぜひ導入できるものは、残り少ない時期ではあります。導入することでぜひ取り組んでいただきたいなというのが思いであります。いかがでしょうか。

○議長（小原享子君） 危機管理室長。

○総務課主幹兼危機管理室長（佐藤清基君） 櫻井議員の御質問にお答えいたします。

危機管理センターは、もう既に2階のコンクリート打設まで進んでおります。脱炭素、いわゆる仕様等、太陽光発電だったり、そういったものも考えて導入しております。仕様のほうはもう進んで、材料等は入ってきておりますので、これ以上の脱炭素化というものは厳しいものと考えております。

以上です。

○議長（小原享子君） 以上で5番櫻井肇議員の質問を終結いたします。

---

## 日程第8 議案第1号 令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（小原享子君） 日程第8、議案第1号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに議案提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第1号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）について提案の理由を申し上げます。

予算第2条の債務負担行為であります。令和4年4月当初より施行する必要がある業務については、令和3年度中に契約締結に係る事務手続を行うこととし、事務用機器類保守点検業務委託ほか17件について、期間及び限度額をそれぞれ設定するものであります。

以上、令和3年度補正予算（第2号）の概要をご説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、令和3年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第9 議案第2号 令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算

○議長（小原享子君） 日程第9、議案第2号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第2号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算について提案の理由を申し上げます。

予算書1ページをお開き願います。初めに、予算第2条、業務の予定量について申し上げます。給水戸数は9万8,100戸を予定しており、前年度当初予算と比較して3,100戸の増加を見込んでおります。年間総配水量は2,383万3,893立方メートルを予定しており、前年度当初予算と比較して9万8,159立方メートルの増加を見込んでおります。

主要な建設改良事業であります。原水及び浄水施設整備事業を7億7,282万9,000円、配水及び給水施設整備事業を16億6,089万7,000円、危機管理センター整備事業を16億5,488万5,000円、水道管路緊急改善事業を11億4,000万円とし、それぞれ実施しようとするものであります。

次に、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額であります。水道事業収益を67億8,747万2,000円、水道事業費を65億686万円としております。

詳細は、23ページ以降の予算事項別明細書に記載しておりますので、23ページをお開き願

います。水道事業収益のうち、給水収益は53億985万2,000円であり、有収率を令和4年度KPI目標値である87.7%と見込み、積算しております。

24ページをお開き願います。水道事業費では、原水及び浄水費には、主なものといたしまして、委託料に各浄水場の運転管理業務委託のほか、修繕費、動力費など施設の維持管理費を計上しております。

25ページの配水及び給水費には、主なものといたしまして、委託料に漏水調査及び漏水修繕業務委託、修繕費に老朽管更新に伴う給水管切替えの工事請負費等を計上しております。

26ページをお開きいただきまして、業務費には委託料の料金徴収業務委託のほか水道料金収納に係る経費を計上しております。

また、総係費には、主なものといたしまして、危機管理センターへの品質管理部門移転に伴う委託料、備用品費等が計上されております。

そのほかの収益及び費用の内容につきましては、ここに記載したとおりであります。

1ページにお戻り願います。予算第4条、資本的収入及び支出の予定額であります。資本的収入を33億4,103万5,000円、2ページをお開きいただきまして、資本的支出を70億3,209万2,000円としております。

詳細は、28ページ以降に記載しておりますので、28ページをお開き願います。資本的収入の主な内容は、建設改良等企業債24億6,540万円、構成市町出資金3億6,420万6,000円、国庫補助金3億1,656万6,000円であります。

29ページの資本的支出であります。建設改良費のうち、原水及び浄水施設整備費には、水道施設の更新に係る工事請負費等を計上しております。

また、配水及び給水施設整備費には、基幹管路以外の配水管、いわゆる配水支管の更新に係る工事請負費等を計上しております。

危機管理センター整備費には、危機管理センター建設に係る工事請負費等を計上しております。

水道管路緊急改善事業費には、企業団において基幹管路と定める管路の更新に係る工事請負費等を計上しております。

営業設備費には、水質検査機器の更新費等を計上しております。

そのほかの収入及び支出の内容につきましては、ここに記載しているとおりであります。

以上の結果、1ページの予算第4条にお戻りいただきまして、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額は36億9,105万7,000円ありますが、これを当年度分消費税及び地方消

費税資本的収支調整額 4 億6,705万1,000円と過年度分損益勘定留保資金32億2,400万6,000円で補填しようとするものであります。

2 ページをお開き願います。予算第 5 条、企業債であります。配水整備、浄水設備及び危機管理センター整備事業として24億6,540万円を限度額とするものであります。

予算第 6 条、一時借入金であります。5 億円を限度額とするものであります。

予算第 7 条、予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、第 8 条に定める経費であります職員給与費及び交際費以外の同一款内の間の流用をすることができるというものであります。

予算第 8 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費であります。職員給与費及び交際費につきまして、それぞれ記載しております。

予算第 9 条、構成市町からの補助金につきましては、963万1,000円とし、国が定める繰り出し基準に基づき算出される企業債利息と児童手当の支給に対する繰出額を記載しております。

3 ページに進みまして、予算第10条、棚卸資産購入限度額につきましては、1 億856万5,000円とし、水道メーター及び修理用資材の購入に充てるものであります。

続きまして、お手元にお配りしております令和 4 年度キー・パフォーマンス指標項目の設定についてを御覧ください。A 3 の資料になります。本年度は、この水道事業マネジメントシステムにより設定したキー・パフォーマンス指標、いわゆる K P I の令和 4 年度目標値を達成するための施策を講じてまいります。

合計15項目の K P I 指標のうち、予算に関連する主なものについて御説明申し上げますと、総務課の 1 番及び 2 番につきましては、職員 1 人当たりの研修時間の目標値を、内部研修時間は6.6時間、外部研修時間は15.5時間とし、職務遂行に必要な知識や技能の習得、能力の向上を図ることとしております。

2 ページを御覧いただきたいと思っております。経営企画課の 4 番、給水収益に対する企業債残高の割合につきましては、他団体と比較して数値が高い状況にあることから、447.3%とし、事業費、企業債残高等に留意しながら、企業債借入金の抑制に取り組むこととしております。

次に、6 番、料金回収率につきましては、給水収益を確保することで供給単価を維持するとともに、収益的支出を抑制し給水原価の低減に努め、目標値を100.9%とし、経営の安定を図ろうとするものであります。

3 ページ目を御覧いただきたいと思っております。給配水課の 8 番、有収率につきましては、目標値を87.7%とし、漏水調査の実施による漏水箇所の早期発見、早期修繕及び老朽管更新に

より有収率の向上に努めてまいります。

4 ページを御覧いただきたいと思います。工務課の10番、管路の更新率でございますが、これは管路延長に対する更新された管路延長の割合を示すものでありますが、目標値を1.13%とし、管路の更新工事に取り組んでまいります。

最後に、11番、管路の耐震管率でございますが、これは管路延長に対する耐震管延長の割合を示すものでありますが、目標値を19.5%とし、耐震管による管布設工事により耐震管率の向上に努めてまいります。

その他の指標につきましては、説明を省略させていただきます。

6 ページ目のキー・パフォーマンス指標用語解説には、各K P I の解説と目標値の算出根拠及び他団体比較を掲載しております。

以上、令和4年度予算の概要について御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 2点伺います。

予算書の23ページの明細書なのですが、1款1項3目のうちの8節雑収益のところなのですが、説明のところを見ますと紫波町簡易水道事業等量水器交換業務受託収入等ということなのですけれども、これは10月に全協で説明をいただいた紫波町簡易水道の事業統合との関わりということがあるものということなのか、それで4年度からやるというふうなことなのかなというふうに見た感じでは受け取ったのですけれども、ちょっとここの内訳というか、内容について、説明をお願いしたいと思います。

あともう一点が、29ページの、ほかのページでもいいのですが、1款1項2目の24節工事請負費、配水支管更新工事、企業長の施政方針の中でも、4年度は31か所、32キロメートル更新をするということの方針として説明をいただきました。伺いたいのは、先ほどK P I、令和4年度の目標が管路更新率1.13ということなのですが、結構この配水管の更新、大きいなというふうに思うのですが、これを含んで1.13という、そういう、今後の来年度以降のこともどう見ていくかというところの中の参考にお尋ねをしたいのですが、これぐらいやって、この1.13というふうな数字ということなのかなというふうなことと、あとこのうちの財源13億3,000万という予算になっていますけれども、もしお答えいただけるようでしたら、ざっくりとでいいのですが、企業債、あるいは出資金、あとは国庫補助、それぞれちょっとざっくりと内訳が分かりましたらば教えていただきたいのですが。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 先ほど質問のありました23ページの紫波簡水に関する交換業務委託ですが、これについては統合した時点で紫波町と業務委託を締結して、メーター交換等の業務を行っているところです。来年度は、113基のメーターの交換を予定しており、予算計上しております。

以上です。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 私のほうからは、配水支管の御質問についてお答えをいたします。

32キロメートルの配水管更新、これを行いまして、K P Iで設定している1.13、これを満たすということになってございます。これにつきましては、本年3月に策定いたしました当企業団の管路更新計画に基づいた計画値でございます。その中で、計画の中にはそれぞれの事業費用と距離等を記載してございますので、それに基づいて抽出をして、更新を行っていくということでございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） 配水及び給水施設整備費の工事請負費、13億何がしの財源内訳ということでございますけれども、ここの工事請負費につきましては全て単独費でございますので、単独費に企業債60%充当ということで、事業を進めていくというところでございます。

ちなみに、5目ですか、水道管路緊急改善事業というところにつきましては、ここは俗に言う基幹管路等がメインの工事を施工する項目でございますので、これにつきましては県の交付金ですとか、交付金に伴う出資金等々が入ってくるという状況でございます。

○議長（小原享子君） 8番太田洋市議員。

○8番（太田洋市君） 太田です。工務課で今1.13%の進捗ということで計画をされておりますが、これ管路全体からいくと88年ほどかかるのです。ですので、これ耐用年数から考えても2%ぐらいまで何とか延ばせないものかと、56キロメートルですね。距離的には、埋設ですから大変かと思うのですが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（小原享子君） 工務課長。

○工務課長（林崎伸師君） 御質問にお答えいたします。

管理更新計画には考え方がございまして、管路の耐用年数は基本的に40年と定められており



ますが、現在当企業団で採用していますメインの管につきましては、ダクタイル鋳鉄管といひまして、これが一般的に100年程度はもつだろうと言われてございます。ただ、そこまで長くメーカーがもつと言っているにしても、当企業団とすれば60年とか80年とか、そのような設定をして、計算をして、それでの耐用年数、更新の率を計算して設定をしました。今現在、構成市町のほうで多く残っている配水支管と申しますのは、塩化ビニール管といわれまして、結構割れやすく、漏水の原因になる管でございますので、これにつきましては耐用年数40年の手前でも、漏水多発地点を重点的に行うとか、優先順位を考慮しながら進めてまいるといふことで計画してございます。

以上でございます。

○議長（小原享子君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 5番、櫻井肇であります。1点、有収率についてお伺いをいたします。

花巻地域が一番低いといふことで、大変、大変気にかけておりますから、その関係でお伺いいたしますが、事項別明細書25ページの4目、委託料4億6,600万ほど、漏水調査及び漏水修繕業務とありますが、これについて少し立ち入って詳細にお伺いしたいと存じます。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 漏水調査についてでございますが、何度もお話ししているとおり、昨年2月に、プロポーザルにより、業者と3か年契約で結んでおります。その成果としては、昨年度に比べて漏水箇所の発見が100件ほど増えて、それに伴って修繕費は当然かかっているような状況です。有収率は、その漏水調査に伴って修繕も、発見してすぐに対処しておりますので、有収率は当然上がってきているわけなのですが、どうしても広範囲でありますので、注視はしているのですけれども、見つけられないというところもあります。

有収率でございますが、統合した時点では有収率は78.2%でした。それが昨年度に関しては82.6と、かなり成果を上げてきておりますし、来年度は84%といふことで、さらなる有収率の向上に努めてまいりたいという状況です。

以上です。

○議長（小原享子君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） K P Iを見ても、上昇しているといふのは分かりますが、身の回りで漏水しているといふ話がかかなり聞こえてくるわけですから分らないのは分かりますが、ぜひ進めていただきたいなといふふうに思っているところでございます。それで、大きくお伺いいたしました。

○議長（小原享子君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） さらなる漏水箇所を防ぐ、陥没すれば大変なことになりますので、そういった意味でも漏水箇所を早期発見し修繕してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小原享子君） ほかにございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、令和4年度岩手中部水道企業団水道事業会計予算を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

**日程第10 議案第3号 岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について**

○議長（小原享子君） 日程第10、議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議について提案の理由を申し上げます。

令和4年3月31日をもって陸前高田市及び大船渡市営林組合が解散することに伴い、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させようとするもの及びこのことに伴う同組合同規約の一部を変更することの協議について、地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） これより質疑に入ります。質疑の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方ありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、岩手県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岩手県市町村総合事務組合同規約の一部変更の協議についてを採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時33分～午後 4時34分）

○議長（小原享子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第11 議案第4号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

○議長（小原享子君） 日程第11、議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

○書記（総務課課長補佐）（平賀聡樹君） 議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について、次の者を岩手中部水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法第39条の2、第5項の規定により議会の同意を求める。

住所、北上市上野町5丁目24番22号。

氏名、高橋守。

生年月日、昭和27年10月18日生まれ。

令和4年2月21日提出、岩手中部水道企業団企業長、北上市長、高橋敏彦。

○議長（小原享子君） 提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） ただいま上程となりました議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について提案の理由を申し上げます。

監査委員は、企業団規約第11条第1項において2人と定めており、同条第1項第3号において任期を4年と定めております。

現職の高橋守監査委員の任期が令和4年3月31日をもって満了となることから、提案のとおり新たに監査委員を選任しようとするものであります。

本議案で提案します高橋守氏は、昭和50年に北上市役所に採用され、都市計画課長、政策企画課長を歴任し、平成25年に教育次長を最後に退職され、その後、社会福祉法人北上社会福祉協議会常務理事兼事務局長、社会福祉法人いわて共生会理事等を経まして、現在、社会福祉法人自立更生会とばせ園の園長を務められるとともに、当企業団の監査委員として在職しております。

高橋氏の長年にわたって培われた豊かな行政経験と人格、識見、人柄など、いずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。

何とぞ満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小原享子君） お諮りします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。

これより議案第4号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小原享子君） 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり同意されました。暫時休憩いたします。

（休憩 午後 4時39分～午後 4時40分）

○議長（小原享子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（小原享子君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これをもって第22回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長

小 原 享 子

岩手中部水道企業団議会議員

及 川 ひ と み

岩手中部水道企業団議会議員

武 田 勝